

2023年2月吉日

NCPR インストラクターの皆様へ

日本周産期・新生児医学会  
新生児蘇生法委員会

2023年5月8日新型コロナウイルスが5類相当へ引き下げることが決定されましたことをうけ、既にお知らせしておりましたが、A/B/Jの認定者の更新に関して、eラーニングでの更新を可能とする特別措置を若干の猶予期間として **2023年6月末までに** 期限を迎える対象者まで延長することを決定いたしました。

2023年7月以降の更新対象者については、引き続き新生児蘇生法委員会で検討のうえ、この猶予期間をどこまでとするか、最終的な特別措置の終了日を決定次第改めてお知らせいたしますが、更新に際しては **Sコースを必修とする制度に戻す** 前提であることをご承知おきください。

またご自身のインストラクター資格の更新に関する特別措置も、猶予期間を経たのち終了となりますのでご注意ください。

インストラクターの皆様におかれましては、多くの認定者に向けてSコース受講の機会の提供にご協力を何卒よろしく願いいたします。

**【A・B・Jの修了認定者に対する特別措置について】※2023年3月現在**

**2023年6月末日までに有効期限を迎えるA・B・Jの修了認定者はSコースの受講ができない方に限り、特別措置としてeラーニングでの更新を可能といたしました。**  
また、期限が切れた後のSコース受講でも更新することができます。

**【ご自身のインストラクター資格の更新に関する特別措置について】※2023年3月現在**

- ① トレーニングサイトで行われるフォローアップコース（以下Fコース）の受講ができていないインストラクターは、期限が切れてからでもFコース受講後に更新のお手続きが取れます。来年度のFコースの開催予定は決定したものからHPに随時掲載いたします。優先的にご受講いただけますので是非お早目の受講をご検討ください。
- ② 更新のために必要なインストラクター実績数を満たしていない場合は、期限が切れている期間のインストラクター活動も認められますので、実績を満たした後に更新お手続きを取ることができます。
- ③ インストラクターとしての更新を希望しない場合は、2023年6月末までの有効期限の方はeラーニングの受講でAの認定として更新することが可能です。（既に有効期限が切れており今後実績数を満たすことができない方も遡ってA認定として更新することが可能です）ご希望の方は更新のためのeラーニング設定を行いますので、下記事務局までお問合せください。

**【本件に関するお問い合わせ先】**

日本周産期・新生児医学会事務局 新生児蘇生法普及事業  
電話:03-5228-2017 FAX :03-5228-2104 E-mail: info@ncpr.jp